

早 朝 勉 強 会

平成 18 年 12 月 18 日

与党は、平成 19 年度の税制改正の内容を決定し、「平成 19 年度税制改正大綱」を取りまとめて公表した。

1. 減価償却制度の見直し...企業の設備投資を促し国際競争力を高めるのがねらい。減税効果は 7000 億円程度の見通し

償却可能限度額の撤廃

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、現行 95%の償却可能限度額が撤廃。この改正にかかり、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、償却可能限度額に到達後 5 年間で均等償却が行なわれることとなる。

新規取得資産は法定耐用年数内で 100%償却が可能に

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、備忘価額 1 円まで償却できるように現行 10%の残存割合を廃止し、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.5 倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算する。そして、この償却費が一定の金額を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却される方法が導入される。（一定の額 耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるようにモデルケースを用いて耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする）

フラットパネル等の耐用年数の短縮

薄型テレビ等の製造に使用されるフラットパネルの製造設備、フラットパネル用のフィルム材料の製造設備の法定耐用年数が現行の 10 年から 5 年に、半導体フォトレジストの製造設備については現行の 8 年から 5 年に、それぞれ短縮される。

2. 特定同族会社の留保金課税制度

適用対象から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社を除外

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

現行 800 万円 1600 万円に適用除外基準を引き上げる。

4. 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

配当優先の無議決権株式、社債種類株式、拒否権付株式など、中小企業の事業承継において活用が期待されるものにつき、評価方法を明確化

5. 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例創設

平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までに間に贈与を受けた取引相場のない株式等につき、贈与者年齢要件を一般の場合の 65 歳 60 歳に引き下げ、非課税枠についても 2,500 万円 3,000 万円に拡大する。

要件 当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価ベース）が 20 億円未満

次のすべての要件をこの特例を選択した時から 4 年を経過する時において満たしていること

- ・当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の 50% 超を所有し、かつ議決権の 50% 超所有
- ・当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること

その他所要の要件をみたすこと

6. 役員給与の取扱明確化

職務上の地位の変更等により改定がされた定期同額の役員給与についても、損金の額に算入されることを明確化。事前確定届出給与の届出期限を、役員給与にかかる定めに関する決議をする株主総会等の日から 1 月を経過する日とし、その日が会計期間開始の日から 4 月を経過する日後である場合には、4 月を経過する日を届出期限とする。また、同族会社以外の法人の非常勤役員分の届出については不要。

7. 三角合併関連

会社法が施行され合併対価の柔軟化により、親会社の株式を用いた三角合併が可能となったが、会社法施行後 1 年間は凍結とされていた。19 年改正では、この三角合併等に関する課税の繰延べの適格要件についての手当てが現行の組織再編税制を基本としたところで行われる。

合併法人の 100% 親法人株式なら税制適格に合併等の際 非居住者・外国法人株主が外国親会社株式の交付を受ける場合には、旧株の譲渡益に対して課税

軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とする三角合併等が行われた場合 事業活動の実態がない場合には税制非適格合併とし、移転資産、株主の旧株式の譲渡益ともに課税

タックス・ハイブン対策税制が適用される特定外国子会社等の株式を、軽課税国に所在する実体のない外国親会社等に現物出資する場合 税制適格出資に該当しない

少数株主グループにより支配される内国法人の株主が、組織再編成等により軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人を支配することとなった場合 その外国法人又はその外国法人に係る外国子会社に留保した所得は、その外国法人の株主及び内国法人の所得に合算して課税